

令和8年度 地域防災・減災に関する連携強化事業業務委託
仕様書

1 業務名称

令和8年度 地域防災・減災に関する連携強化事業業務委託

2 実施期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

西淀川区は三方を海や川に囲まれた地盤の低い地形であり、過去に台風高潮被害など多くの水害に見舞われてきた。阪神淡路大震災では、液状化現象により、市内で最も大きな被害を受けたほか、今後30年以内に高い発生確率で起こるとされている南海トラフ巨大地震でも、市内で最も大きな被害が出ると想定されている。

このような状況の中で、当区では平成27年度以降、毎年全地域と区役所が連携し、大規模災害を想定した避難行動や避難所開設・運営を行う防災訓練を実施し、地域防災力の強化を図ってきた。また、区内全地域で地域自主防災組織を確立し、平成26年度には区地域防災計画・全地域地区防災計画（津波避難計画）を策定し、令和2年度にこれらの計画の改訂を行った。

一方で、全地域で行われる防災訓練の一般参加者は約5,000人で、区人口の5%程度にとどまっている（令和2・3年度はコロナ禍により一般参加を中止）。この間、次世代を担う若年層など、防災への関心が薄い世代への啓発が課題と考え、西淀川区内の小中学校での防災教育や令和6年度に西淀川区内の中高生を対象としたジュニア防災リーダークラブを新たに立ち上げ、若年層の防災意識向上を進めている。今後も継続しながら、更なるステップアップを図るため、新たな取組が求められる。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）ごとに個別避難計画の作成が市町村の努力義務化されたことから、地域や福祉専門職とも綿密に連携を図り、実効性のある避難計画の策定に向けて取り組むことが求められている。福祉避難所では年に1回各施設合同で開設訓練を行い、災害時における迅速で効果的な対応を可能にするための調整を強化している。

上記の課題に向けて取り組むとともに、区内の各機関が連携し地域防災・減災に向けた取組を推進するため、本事業を実施する。

4 業務の内容

上記目的を達成するため、以下の業務を行う。

(1) 若年層への防災意識向上への取組

令和3年度に西淀川区で実施していた区民を対象としたアンケート結果で、地域防災訓練の認知度、津波避難施設の把握割合で20歳代以下が最も低いことなどから、主に比較的関心が薄いと言われる若年層の防災意識向上を図るため、以下の内容について、具体的方策等

の提案や企画運営を行うこと。

ア 若年層を対象とした防災イベントについて

- ・防災意識の向上や災害への備えの必要性を啓発するイベントの実施
- ・その他、若年層が参加しやすい地域防災訓練の提案

イ 防災意識向上に向けた取組みについて

- ・小中学校向けの防災教育プログラム運営補助
- ・その他、若年層が防災への関心を高める情報発信の実施

(2) 避難行動要支援者避難支援の取組み

西淀川区では、災害に強い地域づくりのために、関係機関が参画する西淀川区避難行動要支援者避難支援推進会議（以下、「要支援者支援推進会議」という。）を令和4年6月に設置し、自主防災組織や福祉専門職の方々と連携して、要支援者の避難支援体制づくりや個別避難計画作成支援の取組をすすめている。本事業において、要支援者への迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うとともに避難支援体制の整備や関係機関との連携を図るため、以下の内容について、具体的方策等の提案や運営支援を行うこと。

ア 要支援者の避難支援に向けた取組の推進について

- ・要支援者支援推進会議の運営
- ・福祉避難所合同訓練の実施
- ・要支援者避難支援を取り入れた地域防災訓練の提案

イ 個別避難計画作成に向けた取組の推進について

- ・個別避難計画作成支援
- ・地域調整会議（個別避難計画作成支援関係者が参加する会議）の運営補助

（参考資料）

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000058401.html>

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」内閣府

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/r3/index.html>

「大阪市地域防災計画（共通編・対策編）」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html>

「西淀川区地域防災計画」

<https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/page/0000422221.html>

5 留意事項

本業務の実施に当たっては、以下の項目に留意すること。

- (1) 受注者は、事前に大阪市西淀川区役所と十分に協議すること。また、この仕様書に基づき常に大阪市西淀川区役所と連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 関係する団体、事業所、行政機関などの協力を得て事業を実施すること

- (3) 地域の特性を十分に反映させること。
- (4) 本業務で知り得た一切の内容を他に漏らしてはならない。また、本業務を退いた後も同様とする。
- (5) 本業務は、本仕様書に沿って実施するものとし、契約締結後の本仕様書の解釈については、本市職員の解釈に従うこと。
- (6) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (7) イベントを実施する際には、感染症拡大防止に配慮すること。
- (8) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。研修を実施後、研修実施報告書（様式）を速やかに発注者へ提出すること。
- (9) その他、本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

6 事業報告について

事業報告は、業務完了報告書として、実施した業務の詳細な内容を明記し、令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故等の報告義務)

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速や

かに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為のは正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 4 業務の内容に記載の業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。